

制度開始までのながれを紹介します

○自動的に被保険者となります

75歳（一定の障害のある方は65歳）以上の方が対象となります。手続きをしなくても自動的に、国民健康保険や健康保険などを資格喪失し、新しい後期高齢者医療制度に加入することになります。

○保険証は、1人に1枚交付されます

独自の保険証が1人に1枚交付されます。平成20年3月にお届けする予定です。

○医療費の自己負担割合は、老人保健と変わりません

お医者さんにかかるときは、保険証を忘れずに窓口に提示してください。保険証に明記されている自己負担割合どおり、かかった医療費の1割または3割の窓口負担をお願いします。

○全員が保険料を納めます

所得などに応じて決められる保険料を被保険者全員に納めていただきます。原則として介護保険料と同様に、年金から天引きされます。また、国保などの被保険者でなくなるため、国保税などは納めません。

保険料の額は、11月に広域連合議会で定められる保険料率を基に、個人単位で計算されます。

○保険料額は、平成20年4月以降にお知らせします

制度開始により、平成20年4月支給分の年金から天引き（特別徴収）が始まります。特別徴収該当の方には、一人ひとりの保険料額（仮算定額）を平成20年4月にお知らせします。

年金からの天引きの対象とならない方（普通徴収）については、平成20年7月に保険料額をお知らせし、併せてお届けする納付書または口座振替などでお支払いいただくこととなります。

○制度の運営は、広域連合と市町村が協力して行います

県内の19市町村すべてが加入した「鳥取県後期高齢者医療広域連合」が設立されました。

広域連合が運営主体（保険者）となり、市町村は、保険料の徴収、被保険者からの申請・届出の受付や被保険者証・各種証明書の引渡しなどの窓口業務を行います。

※おことわり

この内容は、国が示す資料などを基にしていますが、今後変更されることもあります。

※後期高齢者医療制度についての問い合わせ先
福祉保健課 ☎ 0859 - 54 - 5207
中山支所福祉課 ☎ 0858 - 58 - 6112
大山支所福祉課 ☎ 0859 - 53 - 3136
鳥取県後期高齢者医療広域連合
☎ 0858 - 32 - 1097

◆「老人保健制度」から「後期高齢者医療制度」へ

平成20年4月から「後期高齢者医療制度」が始まります

現在、75歳（一定の障害がある人は65歳）以上の人は国民健康保険や健康保険等に加入しながら、「老人保健制度」で医療給付を受けていますが、この老人保健制度は平成19年度で廃止され、平成20年4月から新しく創設される「後期高齢者医療制度」で医療を受けることとなります。

